

保険料口座振替特約目次

(平成27年4月改定)

第1条 特約の適用	第8条 口座振替を行なわない場合
第2条 契約日の特例	第9条 特約の消滅
第3条 保険料率	第10条 普通保険約款の適用
第4条 保険料の払込	第11条 責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則
第5条 保険料口座振替不能の場合の取扱	第12条 積立保険特約が付加されている場合の特則
第6条 特約の失効	
第7条 諸変更	

保険料口座振替特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2 この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。

- (1) 契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること。
- (2) 契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること。

(契約日の特例)

第2条 保険料の払込方法＜回数＞が月払の保険契約（以下「月払契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準とします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、契約年齢、保険期間、保険料払込期間その他その保険契約における期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料の過不足があれば支払金と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2 前項の規定にかかわらず、フコク貯蓄保険の保険料率は普通保険料率とします。

3 第1項の規定にかかわらず、普通保険約款の規定によって保険料の一括払込を行なう場合は、普通保険料率を基準として、会社所定の割引を行ないます。

4 第1項の規定にかかわらず、普通保険約款の規定によって保険料の自動貸付を行なう場合は、普通保険料率を基準とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款（家庭月払特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、契約者は、会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。

4 契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入れしておくことを要します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、契約者は、振替日を含む月の末日までに、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たないときには、1カ月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。

また、普通保険約款の規定により登録一括払を行なっているときは、振替日の翌月の振替応当日に再度登録一括払の保険料相当額のみの口座振替を行ないます。

(2) 保険料の払込方法<回数>が年払の保険契約（以下「年払契約」といいます。）または保険料の払込方法<回数>が半年払の保険契約（以下「半年払契約」といいます。）の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行ないます。

3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、契約者は、普通保険約款に定める猶予期間内に払込期月の過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(特約の失効)

第6条 前条の規定による保険料の口座振替が不能となり、かつ、保険料の払込がない今まで、普通保険約款に定める猶予期間を過ぎ保険契約が失効したときは、当該保険契約に付加されたこの特約は、保険料の払込のなかつ最初の払込期月中の契約応当日にさかのぼって効力を失います。

2 保険契約の復活の際、契約者から特に申出がないときは、当該保険契約に付加されたこの特約も復活するものとします。ただし、月払契約を復活する場合、延滞保険料およびその利息は、普通保険料率を基準とします。

(諸変更)

第7条 契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

2 契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て、他の払込方法を選択してください。

3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の払込方法を選択してください。

4 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することができます。この場合、会社は、その旨をあらかじめ契約者に通知します。

(口座振替を行なわない場合)

第8条 次の事由に該当したときは、会社は、保険料の口座振替を行ないません。

(1) 保険料の一括払込または前納が行なわれているとき。

(2) 保険料の自動貸付が行なわれているとき。

(特約の消滅)

第9条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 保険契約が消滅したとき。

(2) 保険料の払込を要しなくなったとき。

(3) 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき。

(4) 第1条第2項に該当しなくなったとき。

(普通保険約款の適用)

第10条 この特約に別段の定めがない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則)

第11条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（契約日の特例）第1号の規定中、「普通保険約款」とあるのを「責任開始期に関する特約」と読み替えます。

(2) 第1回保険料から口座振替を行なう場合、第1回保険料は、第4条（保険料の払込）第1項および責任開始期に関する特約の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の払込期間中の会社の定めた日（その日が提携金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日とします。）を振替日として、その日に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。この場合、その振替日に第1回保険料の払込があったものとします。

(3) 第1回保険料から口座振替を行なう場合で、前号の振替日に第1回保険料の口座振替が不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

ア. 月払契約の場合、翌月の振替日に第2回保険料とあわせて2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たないときには、1カ月分の保険料の口座振替を行ない、第1回保険料について払込があつたものとします。

イ. 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行ないます。

ウ. 前アまたはイの規定による保険料の口座振替が不能の場合、契約者は、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間の満了日までに第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(積立保険特約が付加されている場合の特則)

第12条 積立保険特約が付加された主契約にこの特約を付加した場合には、次に定めるところによるものとします。

(1) 第3条（保険料率）第1項の規定は、主契約および主契約に付加された特約（積立保険特約を除きます。）の月払保険料について適用します。

(2) 第4条（保険料の払込）ならびに第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第2項および第3項の規定は、積立保

険特約の定期払込保険料の払込について適用します。

(3) 第9条（特約の消滅）第2号の規定は適用しません。

(4) 前条第2号および第3号の規定は、積立保険特約の第1回保険料の払込について適用します。